

平成 29 年 8 月 4 日

様 代理人
社会保険労務士 藤原 忍 様

日本年金機構
千葉年金事務所
お客様相談室

日頃より、年金制度についてご理解ご協力いただき御礼申し上げます。

先日、文書にてお問い合わせをいただきました、様様の障害給付受給権者支給停止事由消滅届の件につきまして、千葉年金事務所お客様相談室よりご連絡いたします。

判断の根拠

主治医は診断書の中の血液検査成績（平成 29 年 3 月 3 日）が認定基準の異常値の範囲ではないとしています。

同じく診断書に請求人の一般状態区分が「ウ」であるとしています。

「ウ：歩行や身のまわりのことはできるが、時に少し介助が必要なこともあり、軽労働はできないが、日中の 50%以上は起居しているもの」

理由

障害認定基準第 1 4 節/血液・造血器疾患による障害

障害の程度 2 級の障害「身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」に該当しないため。

上記のとおりご回答申し上げます。

ご回答が大変遅くなり、申し訳ありませんでした。

今後とも、年金制度についての一層のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

げます。

(照会先)

〒260-8503 千葉市中央区中央港 1-17-1

千葉年金事務所

お客様相談室

電話 043-242-6320

※自動音声案内の後、「1」⇒「2」を選択してください。